

# KSKQ まほろば会報

NO.116 2024年11月3日  
毎月3日発行 定価1部200円  
編集人 特定非営利活動法人  
奈良県精神障害者家族会連合会 (まほろば会)  
〒630-8357 奈良県奈良市杉ヶ町 20-2  
更谷アパート1階西  
TEL 090-9213-2731 FAX 0742-51-5506

## みんなねっと 近畿ブロック家族の集い in 兵庫 2024 精神医療の未来を皆で考えよう

みんなねっとでは「誰もが安心してかかりたいと思える精神科医療の実現」「誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現」の2つの提言と「入院中心から地域医療への転換へ・ケアの脱家族化へ」というテーマの長期的展望を掲げています。

精神保健医療福祉の改革には、家族のみならず多くの方々のネットワークが必要です。家族の発病時や再発時に直面する切実な課題の解決に向けて、ご参加の皆様共に考えましょう。

**日時** 11月23日(土) 11:00～16:30  
**会場** ピフレホール JR 新長田駅・地下鉄新長田駅 南側すぐ  
**基調講演** 「よりよい精神科医療を目指して、私が取り組んでいること」  
**講師** 夏苺 郁子氏 精神科医 やきつべの径診療所

**参加無料**

- ① 現地会場参加は、事前申込は不要です。
- ② 集団視聴会場 ならまちセンター 2F 会議室1 (定員29名)  
近鉄奈良駅から徒歩7分 猿沢池の近く



- ※ ②のみ事前申込が必要 090-9213-2731 (まほろば会)
- ③ YouTube 視聴の方は下記サイト内のURLよりご参加ください。  
<https://www.hyokaren.or.jp/event/2024/kinkifamily>



## 第4回 奈良県居住支援サミット 不動産系居住支援法人の実践から考える ～ 行政や福祉に期待する役割 ～



**日時** 11月22日(金) 13:15～16:30 参加無料  
**会場** 奈良県立大学 地域交流館 2階 中研修室  
**申込** 申込フォーム、またはQRコードからお申込みください。

<https://forms.gle/FxkeFxKEr4U34yHg6>

※ フォームで申し込みができない場合は [sasaeai@nara-shakyo.jp](mailto:sasaeai@nara-shakyo.jp) へ  
氏名・所属・メールアドレスを送信してください。

- 第1部 不動産居住支援法人の抱える支援の困難さ
- 第2部 シンポジウム 強みを活かした支援の仕組みを考える
- 第3部 提案 各地の事例から考える奈良の居住支援ネットワークとは  
主催 奈良県居住支援サミット実行委員会

## 10月7日 2025年度県予算に関する要望 疾病対策課から回答・懇談

2025年度予算に関する要望について、疾病対策課から回答を求めて話し合いました。

これまでアウトリーチチームの創設について当事者、支援者の皆さんと共に懇談会の場で協議を重ねてきた経過から、ボトムアップ連絡会として参加しました。

当日の参加者は、疾病対策課から小池浩司課

長、岩井田敦之課長補佐、松岡宏司精神保健係長、増井巖治主査に参加していただきました。まほろば会から、西村会長他7名の理事・監事。支援協の高橋会長。当事者の式部さん。PSW協会の太田さんでした。

疾病対策課からの回答と質疑討論の概要は次の通りです。

### 【まほろば会の要望に対する回答】

1 保健所の訪問相談支援体制の充実  
中和保健所は、平成6年度に葛城保健所と桜井保健所が統合した。今年度、精神保健係を難病係に統合・改編により、職員は4名から7名になった。相談支援体制の充実に努めていく。

2 アウトリーチチームの創設  
アウトリーチ事業の創設に向けて、当事者、家族、支援者の皆さんと昨年度より3回の懇談会を開催。他府県の事例も参考にしながら、県の実態に合わせてモデル事業としてまずは一つの圏域での実施に向け、来年度の予算化に向けて働きかけていく。

3 地域移行・地域定着支援事業の積極的な推進について  
誰もが安心して暮らせるために、包括的に各圏域で関係者による協議が必要。

4 精神保健福祉法の改正に伴う課題の具体策を示してください。

①市町村長同意による医療保護入院者等への訪問支援員の派遣について

医療保護入院者等への入院者訪問支援事業による訪問支援員の訪問については、令和6年10月に訪問支援員の養成研修を行った。

②精神科病院内で虐待を受けたと思われる患者を発見した時の通報について

令和6年4月1日に疾病対策課へ、病院からの虐待通報を受ける窓口を設置した。立ち入り検査についても疾病対策課が担当する。

5 「家族相談支援事業」の委託事業費を実費補填できる額に引き上げ

今年度の予算は2023年度予算と同額の153,000円の委託費であるが、次年度はスキルアップ研修費の充実に向けて予算の増額に

努めたい。  
6 精神疾患の正しい理解ができる教育の実施に関する取り組みについて  
正しい理解のためには具体的な事例が必要。引き続き、指導内容に配慮していく。

### 【支援協の要望に対する回答】

1 奈良県障害者施策推進協議会に精神障害当事者の参加を

家族会から西村会長が参加。当事者の参加については、委員改選のときに検討する。

2 精神症状が悪化した場合、必要な医療にアクセスできるアウトリーチ事業の創設を  
発病時や再発、未治療など支援につながらない人に多職種での訪問が求められると考えている。

3 業務内容が多岐にわたる市町村委託相談体制の強化の推進を

圏域アドバイザーが各市町村等における地域自立支援協議会等の場に対し、困難な相談事例の相談窓口を担い、関係機関が連携するための助言・指導を行っている。令和7年度から圏域アドバイザーの業務について、基幹相談支援センターの設置および運営に関する助言・指導の追加など、より地域の実情にあった相談支援体制の整備に繋がるよう見直しを検討している。

### 【回答に対する質疑討論】

・医療保護入院者等への訪問支援員の派遣に関して

「今年度の訪問支援員の養成講座には、事業所のスタッフや当事者25名が受講。入院患者から依頼があれば訪問する。引き続き、入院者訪問支援事業の実施に向けて、入院患者の

ニーズに寄り添った支援が進められるよう皆さんの意見も聞き準備を進めていく」

- ・精神科病院内での虐待通報に関して  
「令和6年4月以降、疾病対策課に虐待疑いの相談があり対応している」
- ・地域移行・地域定着支援事業の積極的な推進に関して

「保健所圏域ごとに、市町村の主に保健師を対象に、改正された精神保健福祉相談員の講習会カリキュラムの研修会を実施する」「ピアサポーター養成研修を令和5年度と今年度を実施した」

## 10月1日の精神医療国家賠償請求訴訟東京地裁判決に対して 精神医療国家賠償請求訴訟研究会が 声明

2024年10月1日、東京地方裁判所において、伊藤時男さんを原告とする国家賠償請求訴訟(令和2年(ワ)第24587号)の判決が申し渡された。判決は、原告の国家賠償請求を退けた。判決理由では、裁判の争点となっていた、この国の精神医療法制度に対する評価は一切記されなかった。そして、国の主導した隔離収容政策の歴史的経過に係る憲法判断を避け、踏み込んだ記述は皆無であった。

裁判所は、長期入院の原因を、時男さんの病状が芳しくない一時期のカルテ記載内容を根拠に「原告の病状」によるものとし、国の不作為責任を問うた原告の主張を一蹴した。

特に、判決理由においては「統合失調症などの精神疾患を有する患者については、判断能力自体に不調を来すことができ、患者本人が適切な判断をすることができず、本人の同意がなくても入院が必要になることがあり得ることは公知の事実というべき事柄」であると断じている。これは、一時的な判断能力の不調を根拠に長期の社会的入院を当然とする、裁判所の精神障害者に対する差別的偏見を示したものといえる。

また、入院の長期化は「入院生活の方が楽だという気持ちになっていた」原告が「入院生活を継続することを自ら選択するに至ったもの」とする被告国側の主張を認め、施設症による自発的意思表明が難しい社会的入院状態にあったという原告の主張を退けた。

さらに、精神医療審査会や人身保護法による「救済の途は当然開かれている」にもかかわらず、原告は「退院等の請求をしたり、弁護士に

救済を求めることはなかった」とし、長期入院は「同意入院や任意入院等といった制度の問題であるとも、精神医療政策の問題であるともいうことはできない」としている。この国における精神医療の現実と入院患者の置かれた状況を一顧だにせず、患者個人の自己責任に問題を還元している。

裁判所は「よって、その余の点を検討するまでもなく原告の請求は理由がない」と結論し、原告の請求を棄却した。

2020年9月30日の提訴以来、丸4年、計16回の口頭弁論を経てくださった判決としては、あまりにも理不尽な中身の無い判決と言わざるを得ない。精神科病院内の現実を知らない裁判所の不見識に、ただただ唾然とするしかない。40年にわたって社会的入院を強いられ、人生の大切な時間を失った、時男さんの悲しみと悔しさはいかばかりであろうか。

精神医療国家賠償請求訴訟研究会は、歴史的判決日に立ち会った多くの人々とともに、怒りと悲しみを持ってこの不当判決に強く抗議する。そして、原告の時男さんの意思に沿い、高等裁判所への控訴を今後行うことを表明する。

この国の精神医療を抜本的に変革し、精神疾患を有する方々が名実ともに社会的復権を果たし、「この国に生まれた不幸」が払拭されるその日まで、私たちは粘り強く戦い続けることをここに宣言する。

2024年10月2日

精神医療国家賠償請求訴訟研究会

**精神障害者の家族による家族のための電話相談 お気軽に電話ください**  
 ☎ 0742-51-5506 月・金曜 (休日/祝日はなし) 午前 10:30~午後 3:00

～10月家族会活動短信～

- ★ともしび会 10/20 12名 市長との意見交換会の報告と会員交流会を開催。それぞれの状況から派生する悩みや困りごとを共有し、家族としての視野を広げることを目指しました。
- ★ひだまり会 10/19 7名 「親亡きあとの自立」のためには家族会としてどのような課題・活動に取り組むか?を話し合いました。引きこもりの当人を福祉サービスや支援者につなげること、困った時にSOSを出せるようになることを課題として、家族の体験から得たアイデアや意見を出し合い、行政や福祉事業所、民生委員などへ要望していくこととなりました。
- ★さくら会 10/31 大和郡山市の家族教室で、大和精神医療センター 谷口謙先生の講演「統合失調症と気分障害」に参加しました。
- ★天理こころの会 10/9 9名 森本事務局長が見学に来ました。みんなねっと9月号の「みんなのわ」と「家族いろいろ」を読み合わせました。それに対する感想から始まり、近況報告から話題が広がりました。
- ★西和家族会 10/26 7名 まほろば会連絡会の報告。今後の家族会について、・会費の金額 ・例会案内 ・例会に参加できない方への対応 ・入会希望者(発達障害)の幅を広げる等の意見があり話し合いました。
- ★すみれ会 10/20 10名 事務局長森本さんが見学に来ました。まほろば会連絡会の報

- 告。その後近況を話し合う。当事者の言動に一喜一憂してしまい、少し距離を置くことの難しさや当事者の回復とは?という話がありました。
- ★のぞみ会 10/6 9名 10月28日の茶話会で「にも包括」の学習会(講師 精神保健センター職員)を開くことを説明しました。その後、家族の近況報告について話し合いました。
- ★ひまわり会 10月は休会。次回は11月13日の家族教室。新任の「精神保健福祉士さんの講話と各々の相談」予定です。
- ★こすもす会 10/19 地活のどかの秋キャンプバーベキュー大会に家族会の4人が参加しました。たくさんお肉を食べて、楽しいゲームをして、年甲斐もなくはしゃぎました。まだまだ元気でこれからも色々な事をしていきたいと思えます。
- ★松葉会 10/12 大和郡山市市民交流館で開催のみんなねっと全国大会のオンライン視聴会に参加しました。
- ★あらくさ会 10/19 8名 精神医療国賠訴訟判決を報じた新聞記事を読み合わせました。近況報告は、みんなねっと1月号「家族いろいろ」を読み、そこから重なるところや異なるところ、学べることなどを話し合いました。

まほろば連絡会・家族会の開催予定

家 族 会	11 月	12 月
まほろば会	9日(土)13:30 大和郡山市 市民交流館	14日(土)13:30 大和郡山市 市民交流館
ともしび会	17日(日)13:30 生涯学習センター	休 会
ひだまり会	16日(土)13:30 ららポート	7日(土)13:30 ららポート
さくら会	17日(日)13:30 三の丸会館 3F 研修室3	7日(日)13:30 三の丸会館 ミーティングルーム
天理こころの会	13日(水)13:30 桑サロン	11日(水)13:30 桑サロン
西和家族会	23日(土)13:30 王寺町 やわらぎ会館	21日(土)13:30 王寺町 やわらぎ会館
すみれ会	17日(日)13:30 大和高田市中央公民館	15日(日)13:30 大和高田市中央公民館
のぞみ会	10日(日)13:30 青垣生涯学習センター	15日(日)13:30 奈良県心身障害者福祉センター
ひまわり会	13日(水)13:30 榛原保健センター	休 会
家族会 秋桜	14日(木)13:30 地活センター のどか	19日(木)13:30 地活センター のどか
松葉会	13日(水)13:30 あらくさサロン	11日(水)13:30 あらくさサロン
あらくさ会	16日(土)10:30 吉田病院 あらくさ喫茶室	21日(土)10:30 吉田病院 きずなルーム